

株 式 取 扱 規 則

新光電気工業株式会社

昭和35年12月29日	制定
昭和42年4月1日	改正
昭和58年6月27日	改正
昭和59年6月26日	改正
昭和59年12月12日	改正
平成3年8月3日	改正
平成6年6月29日	改正
平成11年9月21日	改正
平成11年12月14日	改正
平成14年6月27日	改正
平成15年3月28日	改正
平成17年9月15日	改正
平成18年6月29日	改正
平成20年12月17日	改正
平成21年4月15日	改正
令和4年8月23日	改正

第1章 総 則

第1条（目 的）

1. 当会社の株式および新株予約権に関する取扱いならびにその手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、定款第11条の規定により本規則の定めるところによるほか、振替機関である株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という）ならびに口座管理機関である証券会社および信託銀行等（以下「証券会社等」という）の定めるところによる。
2. 当会社および当会社が指定した信託銀行との間で締結した契約に基づき開設された特別口座の取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続き等は、本規則の定めるところによるほか、当該信託銀行の定めるところによる。

第2条（株主名簿管理人）

当会社の株主名簿管理人および同事務取扱場所は次のとおりとする。

株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
同事務取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

第3条（請求または届出）

1. 本規則による請求または届出は、当社の定める書式によるものとする。ただし、当該請求または届出が証券会社等および機構を経由して行われる場合ならびに第25条第1項に定める場合は、この限りでない。
2. 前項の請求または届出について、代理人が行うときは代理権を証明する書面を、保佐人または補助人の同意を要するときは同意を証明する書面を添えるものとする。
3. 当会社は、第1項の請求または届出が証券会社等および機構、もしくは証券会社等を経由し

て行われた場合には、当該請求または届出が株主からなされたものとみなして取扱うことができるものとする。

4. 当会社は、第1項の請求または届出をした者に対し、その者が株主または代理人であることを証明する資料の提出を求めることができるものとする。
5. 当会社は、前項に定める資料の提出を求めた場合、その提出がない限り、第1項の請求または届出を受理しない。

第4条（本規則の変更）

本規則の変更は、取締役会の決議をもってこれを行う。

第2章 株主名簿への記載または記録等

第5条（株主名簿への記載または記録）

1. 当会社は、機構より受領する総株主通知に基づき株主名簿への記載または記録を行うものとする。
2. 当会社は、株主名簿に記載または記録される者（以下「株主等」という）の住所の変更の通知その他株主名簿記載事項の変更に関する通知を受領した場合には、当該通知に基づき株主名簿への記載または記録を変更するものとする。
3. 前2項のほか、新株式の発行その他法令に定める場合は、株主名簿への記載または記録を行うものとする。

第6条（株主名簿に使用する文字等）

当会社の株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記載または記録するものとする。

第7条（新株予約権原簿への記載または記録等）

1. 新株予約権原簿への記載または記録、新株予約権に係る質権の登録、移転または抹消、信託財産の表示または抹消の請求は、株主名簿管理人に対して行うものとする。
2. 前項に定めるほか、新株予約権の取扱いについては別途定めることができる。

第3章 諸 届

第8条（株主等の住所および氏名または名称の届出）

1. 株主等は、住所および氏名または名称を届出るものとする。
2. 前項の届出または変更は、証券会社等および機構を経由して届出るものとする。ただし、第5条第3項に定める場合はこの限りでない。

第9条（外国居住株主等の届出）

1. 外国に居住する株主等は、日本国内に常任代理人を選任するかまたは通知を受けるべき場所を定めて届出るものとする。
2. 常任代理人は、前条第1項の株主等に含まれるものとする。
3. 第1項の届出または変更は、証券会社等および機構を経由して届出るものとする。ただし、第5条第3項に定める場合はこの限りでない。

第10条（法人の代表者）

1. 株主等が法人であるときは、その代表者1名の役職名および氏名を届出るものとする。
2. 前項の届出または変更は、証券会社等および機構を経由して届出るものとする。ただし、第5条第3項に定める場合はこの限りでない。

第11条（共有株式の代表者）

1. 株式を共有する株主は、その代表者1名を定めてその住所および氏名または名称を届出るものとする。
2. 前項の届出または変更は、証券会社等および機構を経由して届出るものとする。ただし、第5条第3項に定める場合はこの限りでない。

第12条（法定代理人）

1. 親権者または後見人等の法定代理人があるときは、法定代理人の住所および氏名または名称を届出るものとする。
2. 前項の届出、変更または解除は、証券会社等および機構を経由して届出るものとする。ただし、第5条第3項に定める場合はこの限りでない。

第13条（書面交付請求および異議申述）

会社法第325条の5第1項に定める株主総会参考書類等の電子提供措置事項を記載した書面の交付の請求（以下「書面交付請求」という）および同条第5項に定める異議の申述をするときは、書面により行うものとする。ただし、書面交付請求を証券会社等および機構を通じてする場合は、証券会社等および機構が定めるところによるものとする。

第14条（その他の届出）

1. 第8条から前条までに規定する届出のほか、当会社に届出をする場合には、当会社が特段の方法を指定しない限り、証券会社等および機構、もしくは証券会社等を経由して届出るものとする。ただし、第5条第3項に定める場合はこの限りでない。
2. 証券会社等で受理または取次ぐことができない届出は、株主名簿管理人に対して届出るものとする。

第15条（新株予約権者の届出事項等）

当会社の新株予約権原簿に記載または記録される者の届出事項およびその届出方法については、第8条から前条までの規定を準用する。ただし、第7条第2項による別途の定めがない限り、届出先は株主名簿管理人とする。

第4章 単元未満株式の買取り

第16条（買取請求の方法）

単元未満株式の買取りを請求するときは、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を経由して行うものとする。

第17条（買取価格の決定）

1. 単元未満株式の1株当たりの買取単価は、前条の請求が第2条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格相当額とする。ただし、その日に売買取引が成立しなかったときまたはその日が同取引所の休業日にあたるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格相当額とする。
2. 前項により決定された1株当たりの買取単価に買取請求株式数を乗じた額をもって買取価格とする。

第18条（買取代金の支払い）

1. 当会社は、前条により算出された買取価格から第26条に規定する手数料を差し引いた額（以下「買取代金」という）を、当会社が別途定めた場合を除き、買取価格の決定日の翌日から起算して4営業日目に買取請求者に支払うものとする。
2. 前項にかかわらず、買取価格が剰余金の配当または株式の分割等の権利付価格であるときは、基準日までに買取代金を支払うものとする。
3. 買取請求者は、その指定する銀行預金口座への振込またはゆうちょ銀行現金払による買取代金の支払を請求することができる。

第19条（買取株式の移転）

買取請求を受けた単元未満株式は、前条による買取代金の支払手続きを完了した日に、当会社の口座に振替えられるものとする。

第5章 単元未満株式の買増し

第20条（買増請求の方法）

単元未満株式の買増しを請求するときは、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を経由して行うものとする。

第21条（買増請求の制限）

同一日になされた買増請求の合計株式数が、買増請求のために保有する自己株式数を超えるときは、買増請求の効力は生じないものとする。

第22条（買増価格の決定）

1. 単元未満株式の1株当たりの買増単価は、第20条の請求が第2条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格相当額とする。ただし、その日に売買取引が成立しなかったときまたはその日が同取引所の休業日にあたるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格相当額とする。
2. 前項により決定された1株当たりの買増単価に買増請求株式数を乗じた額をもって買増価格とする。

第23条（買増請求の受付停止）

1. 当会社は、毎年次の各号に定める日から起算して10営業日前の日から当該各号に定める日までの間、買増請求の受付を停止するものとする。
 - （1）3月31日
 - （2）9月30日
 - （3）その他の株主確定日
2. 前項のほか、当会社または機構が必要と認めるときは、買増請求の受付を停止することができる。

第24条（買増株式の移転）

買増請求を受けた単元未満株式は、第22条により算出された買増価格と第26条に定める手数料の合計額（以下「買増代金」という）が当会社所定の銀行預金口座に振り込まれたことを確認した日に買増請求者の口座に対する振替の申請を行うものとする。

第6章 少数株主権等の行使方法

第25条（少数株主権等の行使方法）

1. 社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という）第147条第4項に定める少数株主権等を当会社に対して直接行使するときは、個別株主通知（振替法第154条第3項に定める通知をいう）の申出をしたうえ、記名押印した書面により行うものとする。ただし、外国人は署名をもって記名押印に代えることができる。
2. 前項の少数株主権等の行使については、第3条第2項、第4項および第5項を適用するものとする。

第7章 手数料

第26条（手数料）

1. 当会社の株式取扱いに関する手数料は、無料とする。ただし、第16条（買取請求の方法）に基づく株式買取りの請求および第20条（買増請求の方法）に基づく株式買増しの請求は、株式の売買の委託に係る手数料相当額として、以下の算式により算定した1単元当たりの株式の売買委託手数料相当額を買取りまたは買増しをした単元未満株式の数で按分した額（別途、消費税を徴収する）を請求する。

第17条（買取価格の決定）に定める1株当たりの買取価格または第22条（買増価格の決定）に定める1株当たりの買増価格に1単元の株式数を乗じた合計金額のうち

100万円以下の金額につき	1.150%
100万円を超え500万円以下の金額につき	0.900%
500万円を超え1,000万円以下の金額につき	0.700%
1,000万円を超え3,000万円以下の金額につき	0.575%
3,000万円を超え5,000万円以下の金額につき	0.375%
（円未満の端数を生じた場合には切り捨てる）	

ただし、1単元当たりの算定金額が2,500円に満たない場合には、2,500円とする。

2. 株主等が証券会社等または機構に対して支払う手数料は、株主等の負担とする。

附則 第1条（施行）

本規則は、令和4年8月23日より施行する。